



答 申 第 594 号
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 19 日付け神行主課第 1449 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市民税サブシステムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号を市民税サブシステムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

市民税サブシステムへの情報項目の追加について
(条例第11条1項「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(納税義務者・特別徴収義務者)

制度個人番号 (マイナンバー)